

令和3年皆野町農業委員会第2回定例総会議事録

1. 開催期日 令和3年2月24日(水)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時15分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見について
1件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について
1件
- 議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について
2件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。お忙しいところ全員の方に定刻の10分前にお集まりいただきありがとうございます。

先ほどの話にもありましたが、天気も少しずつ春めいてきましたが、明日からまた寒くなるみたいです。体調には気をつけながらご活躍いただければと思います。

今回と3月で今年度も終わるわけですが、来年度がどんな年度になるか、コロナがどうなるか。まだまだ思うようにはいかないだろうと思いますが、本会もどのように動いていけば良いのか考えるところもあるのかもしれない。

本日もご協力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年皆野町農業委員会第2回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

14番、大濱英一委員

皆野区域担当、田島武正委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

14番、大濱英一委員

皆野区域担当、田島武正委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員に
対象農地の状況について説明を求めます。

三沢区域担当
扇原委員

それではただ今の件につきまして説明をさせていただきます。
去る2月19日に葦原委員と事務局の3人で現地を視察して参りま
した。

案内図をご覧くださいますと、〇〇〇の〇〇〇の手前に〇〇〇がご
ざいますが、そこを左に入りましてちょうど2.5km進行いただきま
す。ちょうど〇〇〇の側です。〇〇〇〇さんですが、ここの土地はこ
の土地を継いでいた人が亡くなり、弟さんの長女であります〇〇〇〇
さんが養子縁組をしてこの土地を引き継いでいる訳です。〇〇〇にお
る関係で、その弟さんなどが来て草刈り等畑の管理をしております。
そのような状況で、畑で何か作るといったことはしておりません。

こういった経緯で太陽光発電をするということですが、この土地の
巡りは〇〇〇〇さんの土地で他に影響を与えることはありません。そ
の上も田んぼを太陽光施設が稼働しています。

調査させていただきましたが、他に影響を与えるものではないと見
て参りました。ご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の8番、葦原義人委員も農地の状況確認
に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

8番
葦原委員

先ほど扇原推進委員より説明のありましたとおり、事務局と3人で
現地確認をして参りました。

細かく扇原推進委員から説明していただきましたので私の方から説
明することはございませんので、審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とす
る委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

18日の日に大濱さんと事務局、私の3人で現地確認を行ってきたので説明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇〇、〇〇〇交差点から〇〇〇に150mくらい進んで行きますと道路右側、一段上になりますが、そこが申請地になります。

現況写真をご覧ください。桑が残っておりますが、枝はきれいに片付けられております。北側は小さな沢になります。沢を跨いで小さな家庭菜園がありますが、東から南にかけては住宅が建っております。西側は梅林になっておりましてきれいに整理されております。この梅林が北側にあると日照に問題があるかと思いますが、西側ですので問題ないと思います。

よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の14番、大濱英一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

14番
大濱委員

田島委員にきめ細かく話していただいたので補足することはありません。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。
議案第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について2件を議題といたします。
番号1について審議いたします。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。
議案書と判断資料として配布された資料No.1を参考に、農地利用最適化推進委員、日野沢区域担当の、高橋清勝委員に対象農地の状況について説明を求めます。

日野沢区域担当

先週の17日に門平委員と事務局の3人で現地確認に行ってきました。

高橋委員

場所ですが、〇〇〇で〇〇側から〇〇に入って2件目のお宅の所に登り口があって、そこから入っていたところです。
資料No.1が現地ですが、何ら問題が無いと思いますので審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の10番、門平眞一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

10番
門平委員

私も17日の日にお世話になりました。
写真のとおり杉と檜が混じった、見て山林とわかる状態です。
以前に、〇〇〇〇さんから畑にクヌギを植えた案件のあった直ぐ上の畑でして、状態からも山林でよろしいかと思えます。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長	<p>質疑がございませんので、ただいま説明いただきました土地について、採決をいたします。</p> <p>〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定いたしました。</p> <p>番号2について審議いたします。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	<p>申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。</p> <p>議案書と判断資料として配布された資料No.2を参考に、農地利用最適化推進委員、日野沢区域担当の、高橋清勝委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p>
日野沢区域担当 高橋委員	<p>同じ日に門平委員、事務局と現地確認に行ってきました。</p> <p>先の議案の右側の繋がっている土地になります。</p> <p>資料No.2の写真の状態です。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	農業委員として、地区担当の10番、門平眞一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
10番 門平委員	<p>先ほどの〇〇〇〇さんの土地の隣が今回の〇〇〇〇さんの畑になります。</p> <p>これが、資料No.2の1の写真になります。同じような杉と檜で、よくはわかりませんが同時期に植えられたものかと思います。同じような状態でした。これも先ほど説明した内容ですので問題ないと思います。私は、これは畑ではなく山林だと感じております。</p>
日野沢区域担当 高橋委員	<p>すみません、もう一つの〇〇〇番の現地ですが、〇〇〇から地図で45度くらいの山の斜面を30分くらい歩いたところでした。</p> <p>資料No.2の2の写真にある雑木のところでした。</p>

ご審議の程お願いいたします。

10番
門平委員

公図を見ていただきますと道とありますが、車が通るようなものではなく、道と言えないような山道で、赤道と言われるものです。

〇〇〇から200mから300mくらいだと思いますが、体感として1kmくらい歩いたように感じました。

資料No.2の2の写真ですが、申請写真と似た場所を探して取りました。申請のあった方面は一面が山林でした。山でした。

以上から判断してきました。よろしく申し上げます。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、ただいま説明いただきました土地について、採決をいたします。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定いたしました。

なお、議案第3号の2件については、非農地と判断した申出者に「非農地通知書」を、関係機関に一覧表を送付することになります。

以上で審議いただく議案はすべて終了となります。ありがとうございました。